

一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 86 回通常総会議決)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する用品の規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者

- ロ. 正員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生員 電子工学および情報通信に関係ある課程を置く学校で、この課程を履修する在學生で、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在學生は正員もしくは学生員となることができる。
- ニ. 准員 電子工学および情報通信に関する専門の学識、またはその技術に関する相当の経験の取得を目指す個人で、本会の目的に賛同する者
- ホ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ヘ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

- 2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「正員等」という。）総数の300分の1の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）
- 3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5. 第3項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
- 6. 第3項の代議員選挙は、毎年3月までに実施することとし、代議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任および解任（法人法第63条および第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - イ. 法人法第14条第2項（定款の閲覧等）の権利
 - ロ. 法人法第32条第2項（社員名簿の閲覧等）の権利

- ハ. 法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
- ニ. 法人法第 50 条第 6 項（社員の代理権証明書面等の閲覧等）の権利
- ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- ヘ. 法人法第 129 条第 3 項(計算書類等の閲覧等)の権利
- ト. 法人法第 229 条第 2 項(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)の権利
- チ. 法人法第 246 条第 3 項, 第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において名誉員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第 7 条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

イ. この定款その他規則に違反したとき

ロ. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

イ. 第 8 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき

ロ. 全ての会員が同意したとき

- ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき
 - ニ. 成年被後見人または被保佐人になったとき
2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。
- 第12条 会員は、退会しまたは除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
- ロ. 理事および監事の選任又は解任
- ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- ニ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ホ. 定款の変更
- ヘ. 解散および残余財産の処分
- ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- イ. 会員の除名
- ロ. 監事の解任
- ハ. 定款の変更
- ニ. 解散
- ホ. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
- 3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上30名以内
- ロ. 監事 2名以内

- 2. 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とする。
- 3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4. 会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2. 会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3. 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事

実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

イ. 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

ロ. 自己または第三者のためにする本会との取引

ハ. 本会が理事の債務を保証すること

二. その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

イ. 本会の業務執行の決定

ロ. 理事の職務の執行の監督

ハ. 会長、副会長および他の業務執行理事の選定および解職

二. 規則の制定、変更および廃止

ホ. 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指名した順位による副会長が理事会を招集し、議長を務める。

3. 会長あるいは前項副会長（招集権者）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 38 条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

イ. 事業報告

ロ. 事業報告の附属明細書

ハ. 貸借対照表

ニ. 損益計算書(正味財産増減計算書)

ホ. 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ（以下、委員会等という）を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 23 条および第 26 条の規定にかかわらず、次の通りとする。
会長：安田浩
業務執行理事：吉田進，中嶋信生，北山研一，喜連川優，間瀬憲一，江村克己，西原明法，太田直久，小林岳彦，今井浩，斎藤洋，澤田寛，本島邦明，荒川薫，佐々木繁，酒井善則，持田侑宏，三木哲也，貴家仁志，山本博資，萩本和男，田中良明，小山二三夫，荒木純道，石田亨，萩田紀博
監事：村上篤道，木戸出正継
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第 5 条第 2 項から第 7 項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。